

平成27年度

# 行政監査報告書

【公用車の使用、管理及び安全対策について】

石川県監査委員

	目 次		頁
<b>第 1 監査の趣旨</b>	· · · · ·		1
<b>第 2 監査のテーマと選定理由</b>	· · · · ·		1
1 監査のテーマ	· · · · ·		1
2 選定理由	· · · · ·		1
<b>第 3 監査の実施概要</b>	· · · · ·		1
1 監査の実施時期	· · · · ·		1
2 監査の項目	· · · · ·		1
3 監査の実施方法	· · · · ·		1
4 監査対象機関	· · · · ·		1
<b>第 4 監査の結果</b>	· · · · ·		2
1 公用車の計画的、効率的な使用について	· · · · ·		2
2 公用車の適切な管理について	· · · · ·		6
3 交通安全対策について	· · · · ·		7
<b>第 5 意見</b>	· · · · ·		1 1
1 公用車の計画的、効率的な使用について	· · · · ·		1 1
2 公用車の適切な管理について	· · · · ·		1 1
3 交通安全対策について	· · · · ·		1 2
4 結び	· · · · ·		1 4
(資料)			
関係法令等 (抜粋)	· · · · ·		1 5

## **第1 監査の趣旨**

今回の行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについてテーマを定めて実施したものである。

## **第2 監査のテーマと選定理由**

### **1 監査のテーマ**

公用車の使用、管理及び安全対策について

### **2 選定理由**

本県では本庁及び出先機関において、多くの公用車が配置されており、その効率的な運用と交通安全対策の徹底が求められている。

県では、専ら公用車の運転業務に従事する職員のほか、職務を遂行するために職員自らが公用車を運転する機会がある中、公用車運転中の不注意による事故が依然として発生している状況がある。

こうしたことを踏まえ、公用車の使用、管理及び職員への交通安全対策の状況などについて検証し、今後の行政事務の改善に資する。

## **第3 監査の実施概要**

### **1 監査の実施時期**

平成27年9月から平成28年2月まで

### **2 監査の項目**

- (1) 公用車の計画的、効率的な使用について
- (2) 公用車の適切な管理について
- (3) 交通安全対策について

### **3 監査の実施方法**

今回の監査においては、本庁及び出先の全ての機関を対象とし、公用車の保有状況や稼働状況、自家用車の公務使用状況、事故防止に向けた取組状況等について書面調査を実施し、そのうち抽出した14機関については、現地において聞き取り調査を実施した。

### **4 監査対象機関**

本庁及び出先機関（全機関）

監査対象	本庁	101機関	(うち現地調査 11機関)
	出先	140機関	(うち現地調査 3機関)

## 第4 監査の結果

### 1 公用車の計画的、効率的な使用について

#### (1) 公用車の保有状況について

県全体の公用車については、表1のとおりであるが、平成27年9月1日現在保有する公用車は1,683台であり、そのうち知事部局等が1,056台(62.7%)、警察本部が627台(37.3%)となっている。

本庁、出先機関別では、本庁が419台(24.9%)、出先機関が1,264台(75.1%)となっている。

車種別では、他団体(指定管理者等)への貸付車両を除く1,569台のうち、特種用途自動車(除雪トラック、パトカー等)が526台(33.5%)で最も多く、次いで乗用自動車(普通、小型、軽)が450台(28.7%)、貨物自動車(普通、小型、軽)が404台(25.8%)などとなっている。

表1 公用車の保有状況(平成27年9月1日現在)

部局	区分	普通乗用車 (3ナンバー車)	小型乗用車 (5ナンバー車)	軽乗用車 (軽自動車の5ナンバー車)	普通貨物自動車 (1ナンバー車)	小型貨物自動車 (4ナンバー車)	軽貨物自動車 (軽自動車の4ナンバー車)	乗合自動車 (2ナンバー車)	特種用途自動車 (8ナンバー車)	その他 (大型特殊・小型特殊)	小計	他団体への貸付 (外数)	合計	(構成比)
知事部局等	本庁 (管財課管理)	16	30	3	0	1	0	0	2	1	53	0	53	(1,056台)
	本庁 (管財課管理除く)	6	17	0	6	14	4	2	9	14	72	99	171	
	出先	25	67	22	20	278	39	21	206	139	817	15	832	
	小計	47	114	25	26	293	43	23	217	154	942	114	1,056	
警察本部	本庁	80	34	12	14	6	0	7	42	0	195	0	195	(627台)
	出先	89	47	2	13	9	0	5	267	0	432	0	432	
	小計	169	81	14	27	15	0	12	309	0	627	0	627	
本庁計		102	81	15	20	21	4	9	53	15	320	99	419	24.9%
出先計		114	114	24	33	287	39	26	473	139	1,249	15	1,264	75.1%
合 計		216	195	39	53	308	43							(1,683台)
		450			404			35	526	154	1,569	114	1,683	
(構成比)		(28.7%)			(25.8%)			(2.2%)	(33.5%)	(9.8%)	(100%)			100%

## (2) 公用車の使用状況について

### ア 走行距離

公用車の平成26年度における年間走行距離は、表2のとおりであり、年間平均走行距離は10,689kmで、走行距離1万km以上2万km未満が274台(33.3%)で最も多く、次いで5千km以上1万km未満が253台(30.8%)、3千km以上5千km未満が84台(10.2%)の順となっている。

表2 年間走行距離の状況(平成26年度)

部局	区分	(台)									
		1千km未満	1千km以上 3千km未満	3千km以上 5千km未満	5千km以上 1万km未満	1万km以上 2万km未満	2万km以上 3万km未満	3万km以上	合計	平均 (Km)	
知事部局等	本庁	9	7	8	13	38	15	0	90	11,799	
	出先	25	45	42	162	142	12	2	430	8,764	
警察本部	本庁	7	14	19	44	40	10	8	142	12,191	
	出先	5	12	15	34	54	30	10	160	13,903	
本庁計		16	21	27	57	78	25	8	232	12,039	
出先計		30	57	57	196	196	42	12	590	10,158	
合 計		46	78	84	253	274	67	20	822	10,689	
(構成比)		(5.6%)	(9.5%)	(10.2%)	(30.8%)	(33.3%)	(8.2%)	(2.4%)	(100%)		

注1) バス、除雪トラックやパトカーなど特定の用途に使用する車両(乗合、特種用途自動車、その他)及び他団体に貸付けしているものを除外した。(以下表3、表5、表12について同様)(計854台)

注2) 平成27年9月1日現在の保有機関における、平成26年度の状況について記載した。(以下表3について同様)

(854台 - 32台(平成27年度に購入等した車両数)) = 822台

### イ 稼働率

公用車の平成26年度における使用日数の、開庁日数(平成26年度は244日)に対する割合を稼働率として、その状況を見ると、表3のとおりであり、全体の稼働率の平均は71.0%となっている。

稼働率90%以上が229台(27.9%)で最も多く、次いで60%以上80%未満が226台(27.5%)、40%以上60%未満が146台(17.8%)の順となっている。

なお、稼働率が低い車両がある理由は、実習に使用している等用途が特定されている特殊な車両であることのほか、新しい車両から優先して使用されやすいことなどによるものであった。

表3 稼働率の状況（平成26年度）

(台)

部局	区分	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	合計	平均 (%)
知事部局等	本庁	3	3	8	8	28	6	34	90	73.8
	出先	11	23	43	97	142	60	54	430	62.8
警察本部	本庁	6	2	16	38	33	18	29	142	65.5
	出先	0	1	3	3	23	18	112	160	96.1
本庁計		9	5	24	46	61	24	63	232	68.7
出先計		11	24	46	100	165	78	166	590	71.8
合 計 (構成比)		20	29	70	146	226	102	229	822	71.0
		(2.4%)	(3.5%)	(8.5%)	(17.8%)	(27.5%)	(12.4%)	(27.9%)	(100%)	

平成26年度における稼働率の状況のうち、知事部局本庁における共用車の稼働率については、表4のとおりである。

管財課所管車両23台については、稼働率90%以上が19台、60%以上80%未満が2台などとなっている。専ら農林水産部職員が利用する同部所管車両6台については、90%以上が1台、80%以上90%未満が4台、60%以上80%未満が1台、専ら土木部職員が利用する同部所管車両8台については、90%以上が5台、60%以上80%未満が3台となっている。

なお、稼働率が低い共用車は、来賓送迎や大量の荷物搬送など特定の用途に使用するため、予約を調整している車両であった。

表4 共用車（管財課等）の稼働率の状況（平成26年度）

(台)

区分	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	合計
管財課	0	0	1	1	2	0	19	23
農林水産部	0	0	0	0	1	4	1	6
土木部	0	0	0	0	3	0	5	8
合 計	0	0	1	1	6	4	25	37

注) 平成27年9月1日現在保有の共用車における、平成26年度の状況について記載した。

農林水産部、土木部については運転手付車両も含む。

## ウ 経過年数

公用車の初度登録からの経過年数は、表5のとおりであり、年数別に見ると、最も多いのは10年以上15年未満の224台(26.2%)で、次いで多いのは15年以上の191台(22.4%)、3年未満の150台(17.6%)の順となっている。

表5 経過年数の状況

(台)

部局	区分	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計
知事部局等	本庁	22	16	2	7	21	29	97
	出先	51	34	26	26	161	153	451
警察本部	本庁	26	18	51	26	18	7	146
	出先	51	14	41	28	24	2	160
本庁計		48	34	53	33	39	36	243
出先計		102	48	67	54	185	155	611
合 計		150	82	120	87	224	191	854
(構成比)		(17.6%)	(9.6%)	(14.0%)	(10.2%)	(26.2%)	(22.4%)	(100%)

## エ 借上車

県では保有車両のほかに、平成26年度において、36台の車両を借上しているが、最も多い車種は乗合自動車の18台(50.0%)で、次いで軽乗用車の9台(25.0%)、小型貨物自動車5台(13.8%)の順となっている。

使用目的としては、教育委員会における児童生徒送迎用バス16台(44.4%)が最も多く、次いで企画振興部(新幹線・交通対策監室)における用地交渉のための12台(33.3%)となっている。

表6 借上車の状況(平成26年度)

(台)

部局	区分	普通乗用車 (3ナンバー車)	小型乗用車 (5ナンバー車)	軽乗用車 (軽自動車 の5ナンバー車)	普通貨物 自動車 (1ナンバー車)	小型貨物 自動車 (4ナンバー車)	軽貨物 自動車 (軽自動車 の4ナンバー車)	乗合自動車 (2ナンバー車)	特種用途 自動車 (8ナンバー車)	その他 (大型特殊・ 小型特殊)	合計	(構成比)
知事部局等	本庁	1	1	9	0	2	0	0	0	0	13	(36.1%)
	(うち新幹線用地交渉)		[1]	[9]		[2]					[12]	[33.3%]
	出先	0	0	0	0	2	0	18	0	1	21	(58.3%)
	(うち児童生徒送迎用バス)							[16]			[16]	[44.4%]
警察本部	本庁	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	(5.6%)
本庁計		1	1	9	0	3	0	0	1	0	15	(41.7%)
出先計		0	0	0	0	2	0	18	0	1	21	(58.3%)
合 計		1	1	9	0	5	0	18	1	1	36	
(構成比)		(2.8%)	(2.8%)	(25.0%)	(0)	(13.8%)	(0)	(50.0%)	(2.8%)	(2.8%)	(100%)	

## 2 公用車の適切な管理について

### (1) 日常点検、定期点検について

日常点検については、道路運送車両法第47条の2の規定により、自動車の使用者は適切な時期に、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車の点検をしなければならないこととなつておる、石川県公用車管理規程（以下「公用車管理規程」という。）においては、同条の規定による日常点検を日常点検表などにより行うこととされている。

定期点検については、同法第48条の規定により、自動車の種別、用途等に応じて定められた期間ごとに自動車を点検（車検整備以外の定期点検）しなければならないこととなつておる。

公用車の日常点検の実施状況については、全ての機関で実施されており、現地調査においても、日常点検表などにより適切に実施されていたことを確認した。

定期点検については、車検と日常点検で安全管理が図られており、不具合が判明した場合はその都度速やかに対応していることや、日常点検ができる範囲で点検を実施していることなどを理由に、一部の機関で未実施や実施漏れがあつた。

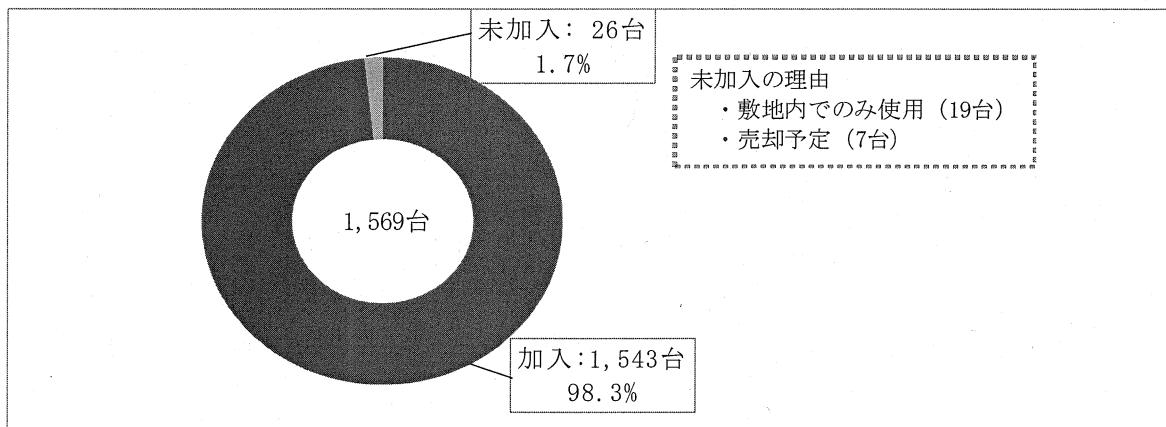
### (2) 任意保険について

任意保険は、交通事故による損害の賠償のほか、示談交渉等の事務を軽減し、早期の解決を図ることを目的として加入しており、総務部管財課又は警察本部警務部警務課において一括で任意保険に加入することとなつておる。（ただし、事業会計所管の車両は個別に加入、運行委託の車両については委託契約の定めにより受託者で加入している。）

今回、県全体の公用車1,683台のうち、他団体への貸付車両114台を除く、1,569台について調査したところ、任意保険加入の公用車は1,543台（98.3%）で、未加入の公用車は26台（1.7%）であつた。

未加入の車両は、敷地内でのみ使用する車両（19台）、売却を予定する車両（7台）であった。

表7 任意保険の加入状況（平成27年9月1日現在）



### 3 交通安全対策について

#### (1) 安全運転管理者等の選任について

道路交通法第74条の3の規定により、自動車の使用者は、一定の台数以上の自動車を使用する場合は、その使用の本拠ごとに安全運転管理者や副安全運転管理者を選任しなければならないこととなっている。

安全運転管理者は、運行計画の作成、運転者の適性・技能等の把握、点呼等による運転者の健康状態等の確認など、安全な運転を確保するために必要な指示・指導などをを行う重要な役割を担っている。

安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者の選任状況については、その選任が義務付けられている全ての機関において適切に選任されていた。

表8 安全運転管理者等の選任状況

区分	選任条件に該当		選任条件に非該当	計
	選任	未選任		
安全運転管理者	74機関	—	75機関	149機関
副安全運転管理者	22機関	—	127機関	149機関
整備管理者	30機関	—	119機関	149機関

注1) 安全運転管理者は、乗車定員が11人以上の自動車1台以上、その他の自動車5台以上使用する場合に選任する。

注2) 副安全運転管理者は、自動車を20台以上を使用している場合に選任し、安全運転管理者の補助を行う。

注3) 整備管理者は、道路運送車両法により、一定台数以上の自動車（8t以上の大型トラック5台以上など）の使用的本拠ごとに選任し、日常・定期点検の実施、整備記録等の管理など車両管理を業務とする。

注4) 機関数149機関は、公用車（借上車を含む）を保有する160機関から、保有する公用車全てを他団体に貸付けしている11機関を除いたものである。

#### (2) 車両運行管理者について

知事部局では、公用車管理規程第5条の規定により、公用車が配置されている所属に車両運行管理者を置くこととされている。

同規程第12条の規定により、車両運行管理者は、所属職員が公用車を使用しようとする場合、当該職員の免許取得状況や最近の運転経歴、健康状態等を勘案して公用車の使用を承認するものとされている。

一方、公用車の配置がない所属などの職員が管財課共用車を使用する場合には、管財課（公用車運行管理室）の車両運行管理者の管理の下、共用車を運転することになり、管財課の車両運行管理者が他所属の職員の免許取得状況や運転経歴、健康状態等を確認し、使用承認を行うこととなっている。

### (3) 自家用車の公務使用について

自家用車の公務使用については、自家用車の公務使用に関する要綱等により、「災害の発生等により緊急を要する場合」、「用務先に至るまでの交通機関が利用困難な場合又は不便である場合」等の一定の条件を満たすことにより認められている。

また、使用に当たっては、所属長が、「運転者の心身の状態が良好であること」、「交通違反（違反点数5点以上）の事実がないこと」、「運転免許取得後3年経過していること」、「任意保険（対人1億円以上、対物200万円以上）に加入していること」などを確認の上で承認することとなっている。

平成26年度における自家用車の公務使用に係る旅行命令の件数は、表9のとおりである。

自家用車使用を承認する理由は、表10のとおりであるが、主なものは「用務先に至るまでの交通機関が利用困難な場合又は不便である場合」及び「複数の用務先を巡回するなど交通機関を利用すると公務能率が著しく低下する場合」などであった。

表9 自家用車の公務使用に係る旅行命令件数（平成26年度）

部局	区分	機関数	旅行命令件数（件）
知事部局等	本庁	71	7,873
	出先	85	18,763
警察本部	本庁	23	584
	出先	13	2,734
本庁計		94	8,457
出先計		98	21,497
合 計		192	29,954

注) 全行程自家用車使用の機関数・旅行命令件数を記載した。

表10 自家用車使用を承認する理由（2つまで回答）（平成26年度）

自家用車公務使用承認理由	機関数
災害の発生等により緊急を要する場合	0
用務先に至るまでの交通機関が利用困難な場合又は不便である場合	186
複数の用務先を巡回するなど交通機関を利用すると公務能率が著しく低下する場合	167
用務に必要な書類その他の携行品が多量にあり、交通機関の利用に適さないと認められる場合	32
その他、所属長が公務の遂行上特に必要と認めた場合	37

#### (4) 交通安全対策の取組について

本県では、公用車による交通事故を防止するため、これまで各機関・職員に対し、交通安全対策について、交通法規の遵守や交通安全に努めるよう機会あるごとに注意喚起を行っているところである。

そうしたことを受け、各機関では交通安全に向けた取組が行われており、その取組内容は表11のとおりである。

主なものとして「職員に対し、所属長等による安全運転に関する注意喚起を行っている」(221機関)、「運転免許証の種類や有効期限等の確認をしている」(113機関)、「自家用車出張にかかる自家用車の点検整備について、職員に周知している」(109機関)などである。

また、「外部講師等による交通安全の講習や研修を実施している」(25機関)といった独自の取組も行われていた。

表11 交通安全対策の取組（複数回答）

取組内容	機関数
職員に対し、所属長等による安全運転に関する注意喚起を行っている	221
運転免許証の種類や有効期限等の確認をしている	113
自家用車出張にかかる自家用車の点検整備について、職員に周知している	109
安全運転管理者講習会を受講している	78
自動車運転技術向上研修を受講している	61
使用承認にあたり、運転者の適性・健康状態の把握のため、本人への質疑等を行っている	46
所属において、外部講師等による交通安全の講習や研修を実施している	25
アルコールチェッカーを備え付けている	5

(その他の取組)

- ・若手を中心とした自動車学校での運転技術実技訓練の受講
- ・自動車安全運転5則等を記載したカードを公用車の見やすい位置に掲示
- ・洗車、清掃の徹底
- ・他所属等が主催する交通安全講習に参加
- ・公用車事故防止指導教養計画を策定し、定期的に指導訓練を実施
- ・安全運転診断シートを活用した職員に対する指導
- ・ポータブルナビの設置
- ・公用車の運行前点検の実施
- ・交通事故が発生した場合の対応について、職員に周知 等

なお、職員の負担軽減を図るため、カーナビゲーション・ETCを導入している機関もあり、その導入状況については表12のとおりである。

カーナビゲーション・ETCともに導入している車両は65台(7.6%)、カーナビゲーションのみを導入している車両は86台(10.1%)、ETCのみを導入している車両は112台(13.1%)となっている。

表12 ナビ等の導入状況(平成27年9月1日現在)

(台)

区分	(運転者) 運転手			(運転者) 運転手以外 の職員			合計		
	ナビ・ETC 共にあり	ナビのみ	ETCのみ	ナビ・ETC 共にあり	ナビのみ	ETCのみ	ナビ・ETC 共にあり	ナビのみ	ETCのみ
本庁計	28	11	0	16	215	40	35	64	243
出先計	64	2	1	8	547	12	50	24	611
合 計 (導入率)	92	13	1	24	762	52	85	88	854
							65	86	112
							(7.6%)	(10.1%)	(13.1%)

#### (5) 交通事故防止対策の提案について

職員の公用車等の運転に関する交通事故防止対策について、各機関から提案のあったものは表13のとおりであり、「出発前に職員間で安全運転注意喚起の声かけをする」、「自動車運転技術向上講習会の回数、定員を増やす」、「ドライブレコーダー、バックモニターを設置する」などである。

表13 交通事故防止対策の提案(抜粋)

提 案 の 内 容
・出発前に職員間で安全運転注意喚起の声かけをする
・自動車運転技術向上講習会の回数、定員を増やす
・ドライブレコーダー、バックモニターを設置する
・積極的に運転手車を利用する
・ヒヤリハットの事例を収集し、職員へ周知する
・公用車運転の日数、距離の上限基準を設ける
・公用車に「石川県」名を入れる
・徐々に安全装備付の車両に更新する
・取り回しが楽な車両へ更新する
・公用車をAT車にする
・慣れた自家用車の使用を優先する

## 第5 意見

今回の監査については、「公用車の使用、管理及び安全対策について」をテーマに、県の全機関を対象に「公用車の計画的、効率的な使用」、「公用車の適切な管理」、「交通安全対策」について監査を実施した。

その結果、公用車の使用、管理等については、おおむね適正に行われているものと認められたが、一部において検討を要する事項があった。

については、以下の意見に留意し、公用車の適切な使用、管理に努めるとともに、交通安全対策については、特段の留意の上、より一層の交通事故防止に努められたい。

### 1 公用車の計画的、効率的な使用について

公用車の使用状況については、年間走行距離10,689km（平均）、稼働率71.0%（平均）となっており、実習用など用途が特定されている特殊な車両や型式が古い車両などで稼働率の低いものもあったが、おおむね適正に使用されている。

今後、稼働率が低い車両については、今一度、その利用方法や必要性について十分な検証を行い、計画的な配置、管理に努められたい。

また、稼働状況等の情報の共有化により、同一庁舎内や近隣の出先機関同士による共同利用の促進等、更なる有効利用を図られたい。

公用車の経過年数については、県有財産の有効活用の観点から長期にわたり使用されているものが多いが、日常点検の徹底などにより、おおむね安全確保がなされている。

なお、老朽化による故障の頻度等車両の状況を十分考慮した上、適時適切な車両の更新を計画的に行う必要がある。

県では36台（13機関）の車両を借上げしており、児童生徒送迎用バスや新幹線関連の用地交渉業務用車両など、目的や期間の限られた用途において使用しているところである。

借上車の導入に当たっては、維持管理費などの費用対効果や使用目的などが適正であるかどうかを勘案の上、その可否について十分検討されたい。

### 2 公用車の適切な管理について

公用車の管理に当たっては、車両の日常点検及び定期点検を実施することとなっているところ、日常点検については、全ての機関において適正に実施されていた。

また、車検整備については適正に行われているものの、車検整備以外の定期点検につい

では、一部の機関において実施されていなかった。

日常点検の徹底などにより、これまで車両の整備不良による交通事故はなく、不具合も発生していない状況にある。

適切な保守管理は、車両の故障を未然に防ぎ、安全確保につながるのみならず、その性能維持を図ることによって、車両本体の長寿命化にも資するものであり、車両の有効活用につながるものと考えられることから、点検整備の重要性を再認識の上、定期点検の実施についても適切に対応されたい。

任意保険については、知事部局等及び警察本部においてそれぞれ一括管理により加入しており、こうした一括契約の加入方法を採用していることは、経済性・効率性などの面でも適切な対応である。

知事部局等における任意保険の加入については、大部分の車両については加入しているが、敷地内でのみ使用することなどを理由に、一部の機関で未加入の車両もあった。

今後あらためて、使用の実態に即して保険加入の必要性の有無について検討されたい。

また、現地調査において、公用車の鍵の管理について確認したところ、キーボックスの使用なども確認されたが、一部の機関においては、出入り口付近の誰でも目にできる場所で保管されている状況が見受けられた。

頻繁に使用するためなど、業務の利便性の観点からの取扱いと思料するが、鍵の管理においては、盗難防止、不正使用防止等の観点にも留意し、適切な管理に努められたい。

### 3 交通安全対策について

安全運転管理者等の選任については、道路交通法等において、公用車の安全運転を確保する責務のある安全運転管理者や副安全運転管理者、整備管理者の選任が定められているが、該当する全ての機関において適切に選任されている。

今後とも、安全運転管理者等の選任を確実に行うとともに、安全運転管理者等においては運転者の適性等の把握や安全運転指導など、適正な業務の遂行に努められたい。

また、車両運行管理者については、公用車管理規程第5条の規定により、公用車が配置されている所属には車両運行管理者を置くこととされており、公用車を配置する全ての機関において選任され、運転者の運転経歴の確認などが行われていた。

なお、管財課共用車等を使用する場合においては、現行規定では、管財課等の車両運行管理者が運転経歴等の確認を行うこととなっているが、運転者の所属長が、車両運行管理者の責務の一つである運転経歴等の確認を行うこととするなど、管理実態に即した見直し

を検討する必要があると思われる。

自家用車の公務使用については、「自家用車の公務使用に関する要綱」に基づき適正に使用されており、今後とも適正な運用を図られたい。

交通安全対策の取組については、知事部局等では、毎年、各機関・職員に対し、「交通法規の遵守について」や「公用車による交通事故防止について」等の文書等により、注意喚起しているところである。

また、各機関でも、「職員に対する所属長からの注意喚起」や「運転免許証の種類や有効期限等を確認」、「自家用車出張に係る自家用車の点検整備について職員に周知」などの取組が行われているほか、独自の取組として「若手を中心とした自動車学校での運転技術実技訓練の受講」、「自動車安全運転5則等を記載したカードを公用車内の見やすい位置に掲示」などの取組を行っている機関もあった。

特に、警察本部においては、県民に対して交通安全について指導する立場であることから、常日頃から交通法規の遵守など職員への注意喚起を徹底しているところであるが、今年度は新たに「安全運転指導員」を配置し、所属の職員に対し車両の安全運転に関する知識や技能の向上について指導を行うなど、更なる交通安全対策の強化を図っている。

今後とも、職員に対し、公務の内外を問わず、県民の模範となるよう率先して交通法規を遵守し、安全運転に細心の注意を払うよう、隨時、通知等により交通安全について周知徹底を図るとともに、交通事故を未然に防止するためのきめ細かな取組を着実に推進されたい。

また、カーナビゲーション・ETCの導入については、今後、その必要性、有効性を十分検証し、適切に対応されたい。

各機関から提案された「交通事故防止対策についての提案」の中には、「出発前に職員間で安全運転注意喚起の声かけをする」など、すぐにでも取り組むことができるものや、「自動車運転技術向上講習会の回数、定員を増やす」、「ドライブレコーダー、バックモニターを設置する」など、その成果や効果等を検証の上、適切に対応すべき提案もある。

今後、それぞれの機関においてもこれらの提案を参考にしながら、交通事故防止に向けて、できることから積極的に取り組むことを期待する。

なお、万一事故が発生した場合には迅速かつ的確に対応する必要があり、現地調査において聞き取りしたところ、一部の機関では、事故発生時の現場における対処手法を記載した注意事項（事故対応マニュアル）を運転者に周知している。

しかし、多くの機関においては、マニュアル化されたものが見受けられず、職員に対し安全運転の周知の際に、「事故発生時においては、消防、警察への連絡や上司へ連絡する」旨を口頭で伝えているに止まっており、十分な指導が確保されているとは言い難い状況であった。

事故現場においては、当事者となった職員に相当の負担が生じ、冷静な対応ができない場合も想定され、その後の円滑な事故対応が損なわれるおそれも考えられる。

事故発生時のスムーズな対応を図るため、事故対応マニュアルなどを整備し、職員への周知徹底を図ることで、組織としての事故対応に万全を期することが望まれる。

#### 4 結び

今回の監査においては、公用車の計画的、効率的な使用や適切な管理のほか、職員への適切な交通安全対策について確認し、それぞれの項目に関して検討を要する事項などを共通の意見として述べたところである。

本県には多くの公用車が配置され、県行政を遂行する上で重要な役割を果たしているところであるが、公用車運転中の不注意による交通事故が依然として発生している。

こうした中、県民の模範となるべき立場である県職員にあっては、一人ひとりが交通法規を遵守し、常日頃から交通安全に対する高い規範意識を保持しながら、公務の内外を問わず、交通安全に対する特段の留意が求められているところである。

各機関においては、今回の監査の結果及び意見を参考とされ、今後とも、県職員の公用車等の安全運転に関する環境整備に万全を期することを期待して、結びとする。

安全運転管理者等の選任

**道路交通法**

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者（道路運送法 の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を經營する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法 の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

- 2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。）で内閣府令で定めるものを行わなければならない。
- 3 前項の交通安全教育は、第百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従つて行わなければならない。
- 4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。
- 5、6 (略)
- 7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えるなければならない。
- 8 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

## 道路交通法施行規則

(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数)

第九条の八 法第七十四条の三第一項 の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。

- 2 法第七十四条の三第四項 の内閣府令で定める台数は、二十台とする。
- 3 前二項及び第九条の十一の台数を計算する場合においては、大型自動二輪車一台又は普通自動二輪車一台は、それぞれ〇・五台として計算するものとする。

(安全運転管理者の業務)

第九条の十 法第七十四条の三第二項 の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。
- 二 法第二十二条の二第一項 に規定する最高速度違反行為、法第五十八条の三第一項 に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第六十六条の二第一項 に規定する過労運転及び法第七十五条第一項第七号 に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。
- 三 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- 四 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るために措置を講ずること。
- 五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項 の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- 六 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。
- 七 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと（法第七十四条の三第二項 に規定する交通安全教育を行うことを除く。）。

(副安全運転管理者の人数)

第九条の十一 法第七十四条の三第四項 の規定による選任は、次の表の上欄に掲げる自動車の台数に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の副安全運転管理者を選任して行うものとする。

自動車の台数	人数
二十台以上四十台未満	一人
四十台以上	一人に四十台以上二十台までを超えるごとに一人を加算して得た人数

#### 道路運送車両法

(整備管理者)

第五十条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「大型自動車使用者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

#### 道路運送車両法施行規則

(整備管理者の選任)

第三十一条の三 法第五十条第一項 の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項 の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

- 一 乗車定員十一人以上の自動車（次号に掲げる自動車を除く。） 一両
- 二 乗車定員十一人以上二十九人以下の自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第八十条第一項 の許可に係るもの）を除く。） 二両
- 三 乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車及び乗車定員十人以下の自動車運送事業の用に供する自動車 五両
- 四 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員十人以下で車両総重量八トン未満の自家用自動車であつて、第二号の許可に係るもの 十両

(整備管理者の権限等)

第三十二条 法第五十条第二項 の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- 一 法第四十七条の二第一項 及び第二項 に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- 二 前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- 三 法第四十八条第一項 に規定する定期点検を実施すること。
- 四 第一号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- 五 第一号、第三号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
- 六 第三号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
- 七 法第四十九条第一項 の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- 八 自動車車庫を管理すること。
- 九 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

## 点検整備

### 道路運送車両法

#### (日常点検整備)

第四十七条の二 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- 2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。
- 3 自動車の使用者は、前二項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくすため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

#### (定期点検整備)

第四十八条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他  
の国土交通省令で定める自家用自動車 三月
  - 二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月
  - 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年
- 2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

## 石川県公用車管理規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、本庁及び出先機関における公用車の管理の適正化を図るため、法令その他に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規程において「公用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項及び第3項に規定する自動車及び原動機付自転車で県が所有し、かつ、管理するものをいう。

2 この規程において「所属」とは、石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号。以下「組織規則」という。）に規定する本庁の分課及び出納室並びに出先機関をいう。

3 この規程において「出張所等」とは、組織規則第21条第1項に規定する室及び事業所並びに前項の出先機関の出張所及び分場等をいう。

4 この規程において「所属長」とは、所属の長をいう。

5 この規程において「運転者」とは、専ら公用車の運転業務に従事する職員及び職務を遂行するため公用車の運転を命ぜられた職員をいう。

#### (留意事項)

第3条 公用車は、常に良好な状態に整備し、使用目的に応じて最も効率的な運用を図らなければならない。

2 公用車の使用に当たつては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 関係法令を遵守し、交通安全に努めること。
- (2) 運転者の規律、健康及び精神の安定に万全を期すること。

### 第2章 管理組織

#### (管理の総括)

第4条 公用車の管理は、総務部長が総括する。

2 総務部長は、公用車の管理に関し、必要があるときは、所属長に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な措置を指示することができる。

3 所属長は、その所管に属する公用車について適正かつ効率的な運用その他良好な管理をしなければならない。

#### (車両運行管理者)

第5条 公用車の管理を行わせるため、公用車が配置されている所属に車両運行管理者（以下「運行管理者」という。）を置く。

2 専らその出張所等における用務に使用される公用車が配置されている所属にあつては、前項の運行管理者のほか、当該公用車に係る運行管理者を別に置く。

3 第1項に規定する運行管理者は、次の各号に掲げる所属についてそれぞれ当該各号に掲げる者とする。

- (1) 総務部管財課 公用車運行管理室長
- (2) 前号以外の本庁の分課 庶務を担当する課長補佐
- (3) 農林総合事務所及び土木総合事務所 車庫長
- (4) 前号以外の課を置く出先機関 庶務を担当する課長
- (5) 前2号以外の出先機関 当該出先機関の長が選任する職員

4 第2項に規定する運行管理者は、当該出張所等の長の選任する職員とする。

(運行管理者代務者)

第6条 前条第1項又は第2項に規定する運行管理者が欠けたとき、又はその者に事故あるときは、あらかじめ所属長が指定する職員（副車庫長がいる所属にあっては、副車庫長）が、この規程に規定する運行管理者の職務を行う。

(運行管理者の責務)

第7条 運行管理者は、公用車の管理に関し、点検、整備、運行、燃料の消費状況等を把握し、公用車の安全と効率的な運行を確保するとともに、運転者に対し必要な指導監督を行うものとする。

(安全運転管理者等)

第8条 公用車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の8第1項に規定する台数以上の公用車が配置されている所属に安全運転管理者（同条第2項に規定する台数以上の公用車が配置されている所属にあっては、安全運転管理者及び副安全運転管理者）を置く。

2 安全運転管理者は運行管理者をもつて充て、副安全運転管理者は専ら運転業務に従事する職員のうちから所属長が指定する。

(整備管理者)

第9条 公用車の点検及び整備並びに公用車運行管理室又は車庫の管理に関する事項を処理させるため、本庁及び車両法第50条第1項に規定する台数以上の公用車が配置されている出先機関に整備管理者を置く。

2 整備管理者は、本庁にあっては総務部管財課の公用車運行管理室長をもつて充て、出先機関にあっては専ら運転業務に従事する職員のうちから当該出先機関の長が指定する。

第10条 削除

(報告及び届出)

第11条 公用車が配置されている所属長は、第5条、第8条及び第9条の規定により運行管理者等を選任したときは、速やかにその旨を運行管理者等選任報告書（別記様式第1号）により、管財課長を経由して総務部長に報告するとともに、安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第5

項及び車両法第52条の規定により、公安委員会及び陸運局長に対し所定の届出を行わなければならない。

### 第3章 使用及び運行

#### (公用車の使用)

第12条 職員が、当該所属に配置されている公用車を使用するときは、事前に運行管理者の承認を受けなければならない。

2 公用車を使用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由による場合はこの限りでない。この場合において使用者は、運行管理者にその旨を遅滞なく報告しなければならない。

- (1) あらかじめ承認された利用内容に反すること。
- (2) 公務に関係ない者を便乗させること。
- (3) 公用車を自宅に持ち帰ること。

3 運行管理者は、運転者の免許取得状況、最近における運転経歴、健康状態等を勘案して公用車の使用を承認するものとする。

4 運行管理者は、災害その他により公用車の運行が不適当であると認めたときは、第1項の承認をした後であつても、公用車の使用を禁止し、又は制限することができる。

5 運行管理者は、配置されている公用車ごとに公用車運転日誌（以下「運転日誌」という。）を備えるものとし、運転者は、公用車を使用したときは、速やかに運転日誌を作成し、運行管理者に報告しなければならない。

#### (公用車の貸借)

第13条 所属長は、職務を遂行するため特に必要があると認められる場合は、他の所属長に申し出て当該他の所属の公用車を借り受けて使用することができる。

2 前項の規定により借り受けた公用車（以下「借受車」という。）の使用を終えたときは、運転日誌を添えて、速やかに当該借受車をその所属に返還しなければならない。

3 借受車の借受期間中の管理並びに使用及び運行については、当該借受車が当該借り受けた所属に配置されているものとみなして、この規程中の関係規定を適用する。

#### (集中管理車の使用の特例)

第14条 集中管理車（本庁において集中管理をすることとして、総務部管財課に配置された公用車をいう。）の使用については、前2条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

#### (運転者の遵守義務)

第15条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両法第47条の2第1項又は第2項の規定による日常点検は、日常点検表（別記様式第2号）により行い、故障箇所を発見したときは、直ちに運行管理者又は整備管理者に報告し、その指示を受けること。

- (2) 交通関係法令を守り、常に安全運転に努めるとともに、公用車の効率的な運行を図ること。
- (3) 公用車は、常に整備し、火災、盗難等の事故の防止に努めること。
- (4) 公用車の使用を終了したときは、公用車の保全上必要な措置を講じた後、あらかじめ定められた保管場所に保管し、当該公用車の鍵を運行管理者に返納すること。

#### 第4章 その他

##### (保険の加入)

第16条 所属長は、公用車を取得したときは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条に規定する自動車損害賠償責任保険のほか、別に定めるところにより任意保険の加入の手続を行わなければならない。

##### (事故処理及び報告)

第17条 運転者（同乗者を含む。）は、運行中の公用車による人の死傷又は物の損壊（以下「事故」という。）があつたときは、道路交通法第72条第1項の規定による必要な措置をとるとともに、運行管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 所属長は、事故が発生したときはその事故の軽重のいかんにかかわらず、主管部長（借受車については、借受車を貸し出した所属長及びその主管部長を含む。）を経て総務部長に報告するとともに、その事実を調査確認のうえ、事故報告書（別記様式第3号）を作成し、人事課長（写しを管財課長）を経由して総務部長に提出しなければならない。
- 3 自動車事故損害賠償事務については、別に定めるところによる。

##### (管理及び使用状況報告)

第18条 所属長は、所管の公用車の管理及び使用状況を毎年3月31日現在において作成し、公用車管理及び使用状況報告書（別記様式第4号）により4月30日までに管財課長を経由して総務部長に報告しなければならない。

## 日 常 点 檢 表

年 月

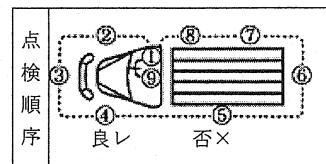
自動車登録番号 石川

号

点 檢 日		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
車両運行管理者点検印															
整備管理者点検印															
運転者名印															
点検箇所	点 檢 内 容	良・否													
1 ブレーキ	踏みしろ、きき具合														
	オイルの液量														
	※空気圧力の上がり具合														
	※ブレーキ・バルブの排気音														
	駐車ブレーキ・レバーの引きしろ														
2 タイヤ	空気圧														
	亀裂、損傷														
	異状な摩耗														
	溝の深さ														
3 バッテリー	液量														
4 原動機	冷却水の量														
	※ファン・ベルト														
	エンジン・オイルの量														
	かかり具合、異音														
	低速、加速の状態														
5 灯火装置、方向指示器	点灯、点滅具合、汚れ、損傷														
6 ウィンド・ウオッシャ、ワイパー	液量、噴射状態、払拭状態														
7 エアタンク	※凝水の有無														
8 運行において異状が認められた箇所															

(注)※印は自家用貨物自動車等の点検箇所

不良箇所及びその処置



注 二輪車については該当点検箇所を点検すること。

## **自家用車の公務使用に関する要綱**

### **(使用承認基準)**

第5条 所属長は、前条に規定する自家用車の公務使用承認申出があったときは、次のいずれかに該当する場合であって、公用車を使用することができないと認める場合は、職員が公務のため自家用車を運転すること又は当該自家用車に同乗することを承認することができる。

なお、職員の同乗は、用務先又は用務内容が同一の場合等公務上必要と認められる場合に、これを承認するものとする。

- (1) 災害の発生等により緊急を要する場合
- (2) 用務先に至るまでの交通機関が利用困難な場合又は不便である場合
- (3) 複数の用務先を巡回するなど交通機関を利用すると公務能率が著しく低下する場合
- (4) 用務に必要な書類その他の携行品が多量にあり、交通機関の利用に適さないと認められる場合
- (5) その他、所属長が公務の遂行上特に必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、次のいずれかに該当する場合は、自家用車の公務使用を承認しないものとする。

- (1) 運転する職員が、運転免許を取得してから3年を経過していない場合又は常時当該自家用車を運転する状況がない場合
- (2) 運転する職員が、過去1年以内に、道路交通法に違反した事実（違反点数が5点未満でかつ違反回数が2回以下のものを除く。）がある場合
- (3) 運転する職員の心身の状態が、自家用車の運転に適しない状態にあると認められる場合
- (4) 運転する職員が、任意の自動車保険（対人1億円以上、対物200万円以上）の被保険者でない場合
- (5) 自家用車の整備状態が良好とは認められない場合
- (6) 用務地が県外の場合又は1日の運転時間が5時間若しくは1日の走行距離が300キロメートルを超えることが想定される場合（災害の発生等により緊急を要する場合を除く。）
- (7) 用務内容が専ら運転である場合（災害の発生等により緊急を要する場合を除く。）

平成 27 年度行政監査報告書

平成 28 年 3 月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒 920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp